令 和 ８ 年11月 ６ 日
練 馬 区 総 務 部
人権・男女共同参画課

練馬区若年女性向けLINEでの相談業務委託（単価契約）に係るプロポーザル募集要領

１　目的

本要領は、「練馬区若年女性向けLINEでの相談業務委託（単価契約）」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

２　業務概要

（１）件名

練馬区若年女性向けLINEでの相談業務委託（単価契約）

（２）履行期間

令和９年４月１日から令和10年３月31日まで

※成績評価を行った結果、良好であると判断された場合、最高３年（更新２回）の随意契約を行うことがある。

（３）履行場所

受託者が設置する執務室または区の指定する場所

（４）業務内容

別紙仕様書による。

（５）概算経費

2,959,000円（税込）

※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

３　参加資格および欠格条項

３－１　参加資格

LINEを含むSNS等でのチャット形式での相談業務、またはこれに類似する業務実績を有すること。

３－２　欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

（１）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者

（２）　提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者

（３）　「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者

（４）　法人の場合は、法人事業税（地方法人特別税を含む。）、法人税、消費税および地方消費税

を、個人の場合は、所得税、消費税および地方消費税を滞納している者

（５） 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合を除く。）にある者

４　選定方法

４－１　日程（予定）

募集要領等の公表	令和８年11月６日（金）
参加希望届受付期間および質問受付期間	令和８年11月６日（金） ～11月20日（金）午後５時まで
質問回答日	令和８年11月27日（金）
企画提案書類受付期間	令和８年11月6日（金） ～12月７日（月）午後５時まで
一次審査　結果通知	令和９年１月上旬
二次審査（プレゼンテーションおよびデモンストレーション・ヒアリング）	令和９年１月21日（木）午後
二次審査　結果通知	令和９年２月上旬

４－２　質問回答

募集に関する質問は質問票（別紙１）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

（１）受付期間

令和８年11月６日(金)～令和８年11月20日(金)午後５時まで

（２）質問方法

電子メールの件名に「質問票（若年LINE相談委託)」および事業者名を入れたうえで「JINKENDANJO@city.nerima.tokyo.jp」へ送信すること。メールを送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。

（３）回答方法

令和８年11月27日(金)に、質問者名を伏せたうえで全参加希望者に電子メールにより回答する。

４－３　プロポーザルへの参加希望

参加を希望する者は「プロポーザル参加希望届（別紙２)」を以下のとおり提出すること。

（１）受付期間

令和８年11月６日(金)～令和８年11月20日（金）午後５時まで

（２）提出方法

電子メールの件名に「プロポーザル参加希望届（若年LINE相談委託)」および事業者名を入れたうえで「JINKENDANJO@city.nerima.tokyo.jp」へ送信すること。メールを送信した旨

を担当部署へ電話連絡すること。

４－４　企画提案書等の提出

参加を希望する者は、企画提案書等について以下のとおり提出すること。

（１）　提出期間

令和８年11月６日（金）～12月７日(月)　午後５時まで

（２）　提出方法

データおよび紙面にて提出すること。データ提出分は、電子メールの件名に「提案書（若年LINE相談委託)」および事業者名を入れたうえで「JINKENDANJO@city.nerima.tokyo.jp」へ送信すること。メールを送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。紙面提出分は、事前に電話連絡の上、提出場所に持参すること（郵送は不可とする)。

＜提出場所＞

〒176-0012　練馬区豊玉北６-３-１　練馬区役所北庁舎４階

総務部人権・男女共同参画課　相談支援担当係

（３）　提出書類

つぎの書類を紙面（正本１部、副本１部）およびデータにて提出すること。

提出書類		紙面提出部数
提出書類チェックシート（別紙３）※正本に綴じこむこと		１部
事業提案に関する書類	企画提案書（別紙４により作成すること）	２部
	相談業務実績申告書（別紙５）	２部
	見積書（内訳を含む）	２部
法人の資格に関する書類	会社組織図	２部
	会社概要（別紙６）	２部
	直近の決算に係る財務諸表 ※ＮＰＯ法人の場合は、賃借対照表および活動計算書	２部
	区内に事業所、営業所を有する場合は、登記簿謄本等の公的な書類 ※該当する者のみ ※正本に綴じこむこと	１部
安全管理体制確認書（別紙７）		１部

（４）　企画提案書等の差替えおよび再提出

受付期間後の企画提案書・参加希望届の差替えおよび再提出は認めない。

４－５ プロポーザルへの参加辞退

企画提案書等を提出した後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」（別紙８）を「８　問合せ先・担当」へ提出すること。

４－６ 一次審査

参加資格を満たす者について、提出書類に基づき審査を行い、合計点の高い順に３者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和９年１月上旬までに電子メールにより通知する。

４－７ 二次審査

一次審査を通過した者について、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーションおよびデモンストレーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

（１）実施日（予定）

令和９年１月21日（木）午後

（２）選考時間

１事業者あたり30分（プレゼンテーションおよびデモンストレーション、ヒアリング）

（３）説明者

説明者は本業務を受託した際の主な担当となる者とし、３名以内とする。

（４）注意事項

プレゼンテーションに必要な機材のうち、スクリーンおよびプロジェクタは区が用意する。
それ以外（パソコン等）は、応募事業者が用意すること。
デモンストレーションでは、相談対応の実演を行うため、相談対応が可能な者の参加を推奨する。

（５）審査結果の通知

審査結果は、令和９年２月上旬までに書面および電子メールにより通知する。

４－８　評価項目

評価項目および評価基準は別表のとおりとする。

５　受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

６　情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61

号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙９）に基づき取扱うものとする。

７ その他事項

（１） 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。

（２） 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。

（３） 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。

（４） 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。

（５） 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。

（６） 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

（７） 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

（８） 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。

（９） 本要領に定めのない事項および本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

８ 問合せ先・担当

練馬区総務部人権・男女共同参画課相談支援担当係　宮島

電話　03-5984-1497（午前８時30分～午後５時15分、土日祝日・年末年始を除く。）

電子メール　JINKENDANJO@city.nerima.tokyo.jp

別表

（1）一次審査

評価項目	評価基準
安定性	・財務状況　・経営の安定性
業務実績	・チャット形式での相談業務実績
見積価格	・見積価格の妥当性
区内事業者	・区内に本店を有する

（2）二次審査

評価項目	評価の視点
提案内容	・委託目的との整合性 ・業務内容の理解度 ・提案内容の的確性 ・提案内容の具体性
相談対応	・本業務に対する基本的な考え方・相談姿勢 ・相談対応技術
実施体制	・業務執行体制 ・要員配置の妥当性 ・要員の研修体制
運用体制	・問合せ対応・運営体制の安定性 ・緊急事案発生時の対応体制 ・個人情報保護・情報セキュリティ対策
意欲・熱意	・特筆すべき有用な提案の有無